

浄化槽設置整備事業補助金額の変更について

国の浄化槽設置整備事業交付金改正に伴い、平成18年6月1日より南島原市浄化槽設置整備事業補助金を別表のとおり改正いたします。

また、平成18年度浄化槽設置補助金希望申し込みは、12月未までに各総合支所及び住民センターの「市民課 市民窓口班」まで申し込みください。

なお、補助金については、設置者へ予算の範囲内で補助金を交付します。

人 槽	補助金額
5 人 槽	342,000 円
7 人 槽	414,000 円
10 人 槽	537,000 円
11～20 人槽	939,000 円
21～30 人槽	1,566,000 円
31～50 人槽	2,058,000 円

生ごみ処理機器購入費補助金制度について！

市では、家庭での生ごみを自家処理することでごみの減量化を推進するため、電気式生ごみ処理機および生ごみ処理容器（コンポスト）を購入する世帯に購入費の一部を補助しています。

補助の要件

- (1) 市内に住所を有し、かつ居住している人
- (2) 処理機・容器を適切に使用し、かつ、適切に維持管理できること
- (3) 堆肥化された生ごみを自ら適切に処理することができること
- (4) 南島原市を所在地とする販売店から購入すること
- (5) 電気式の買い替えの場合、合併前の旧町において補助金の交付を受けたものについては5年以上経過していること

補助金額

- 【電気式】**
 ◎購入額の2分の1（100円未満切捨て）・限度額 30,000円/機
 ◎1世帯1機限り
- 【コンポスト】**
 ◎購入額の2分の1（100円未満切捨て）・限度額 5,000円/個
 ◎1世帯2個まで
- なお、補助金については、予算の範囲内で交付します。



申請方法等

処理機・容器を購入前に各総合支所・住民センターの「市民課市民窓口班」まで申し込みください。

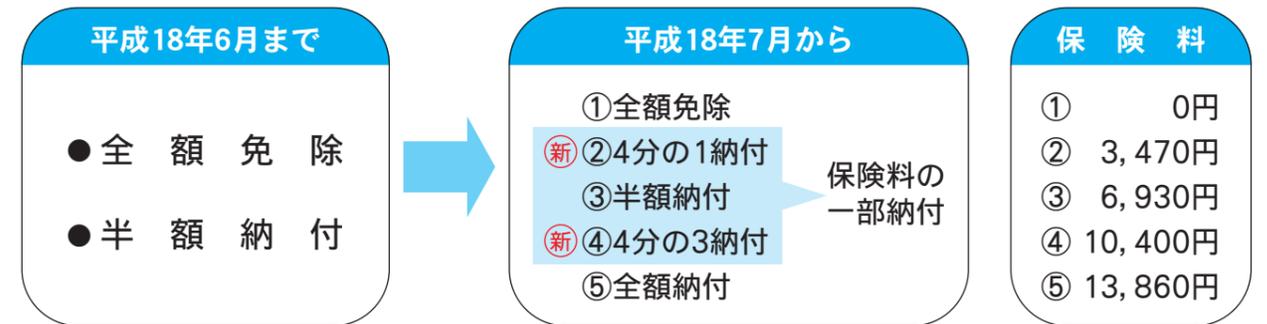
※申請書等は各総合支所・住民センターの市民窓口にあります。
 ※すでに購入しているもの、補助金交付決定通知書を受け取る前に購入したものに対する補助はできません。

お問い合わせ 各総合支所・住民センター市民課市民窓口班、または市民生活部環境課

国民年金『保険料免除制度』が利用しやすくなりました！

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合は、「保険料の全額免除制度」または「一部納付制度」をご利用ください。

これまでの全額免除と半額納付に加え、新たに4分の1納付と4分の3納付が加わり、「全額免除制度」と「3種類の一部納付制度」になりました。



全額免除や一部納付の対象となる所得基準は？

◎申請者、世帯主、配偶者の前年所得（※）が、次の式で算出した金額以下であることが必要です。

- ①全 額 免 除 → 57万円 + 扶養親族の人数 × 35万円
- ②4分の1納付 → 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- ③半 額 納 付 → 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- ④4分の3納付 → 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

※ 所得 = 収入 - 必要経費



世帯構成別の所得(収入)の「めやす」

世帯構成	全 額 免 除	一 部 納 付		
		1 / 4 納付	半額納付	3 / 4 納付
4人世帯 (夫婦、子ども2人)	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
単身世帯	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)

※上記の「めやす」は次の条件によるものです

1. () 内の収入の「めやす」は、収入のすべてが給与所得であった場合を仮定して計算しています。
2. 一部納付の「めやす」は、社会保険料（国民年金、国民健康保険および介護保険）について、一定の金額を納付していると仮定して計算しています。
3. 「4人世帯」および「2人世帯」のご夫婦は、夫または妻のどちらかのみ所得がある世帯の場合。
4. 「4人世帯」のお子さんは16歳未満の場合です。

退職（失業）や災害の被害を理由とした「特例免除制度」、学生の人のご利用いただける「学生納付特例制度」、30歳未満の人のご利用いただける「若年者納付猶予制度」もあります。

お問い合わせ 各総合支所または住民センター市民課 市民窓口班